

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品、料理材料、飲料材料・・・総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

②貯蔵品・・・・・・・・・・・・・・・・最終仕入原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

①平成19年4月1日以降取得資産
法。

②平成19年3月31日以前取得資産

法人税法に定める旧定率法。ただし、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物(建物付属設備を除く)については法人税法に定める旧定額法。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

③平成19年4月1日以降取得資産

法人税法に定める定額法。

④平成19年3月31日以前取得資産

法人税法に定める旧定額法。

(3) リース資産

①所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当期対応分を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

(3) 役員退任慰労引当金

役員に対する退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 修繕引当金

建物・設備等を長期間維持、保全するために定期的な修繕を計画し、その計画を基に引当金に計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等については税抜経理方式によっています。

(2) リース取引に関する会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

5. 会計処理の変更

(1) リース取引に関する会計基準の適用

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日)の導入に伴い、当年度より同会計基準を適用しています。

この変更に伴う、営業利益及び経常利益、税引前当期純利益への影響はありません。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末における発行済株式の数

(1)事業年度末の発行済株式総数	69,800株
(2)事業年度末の自己株式総数	0株
(3)事業年度中の剰余金配当	0円
(4)事業年度末日後の剰余金配当	0円
(5)事業年度末の新株予約権等の数	0個

III. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、10,440.19円であります。

2. 一株当たり当期純損失は、234.83円であります。